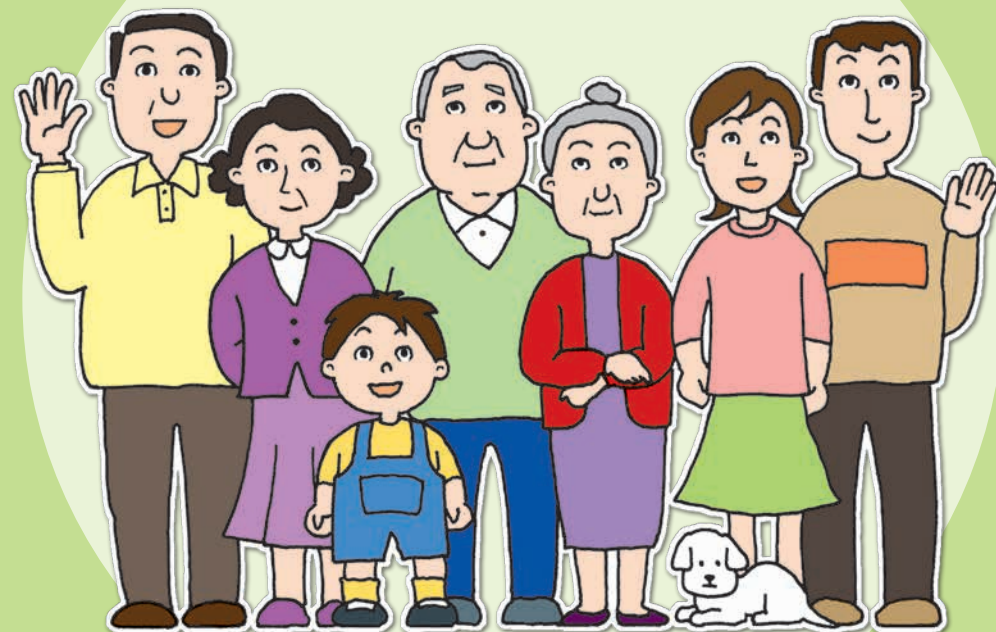


司法書士アクセスブック よくわかる相続

相続に関するルールが変わります



日本司法書士会連合会

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号
TEL.03-3359-4171 (代表)
<https://www.shiho-shoshi.or.jp/>

2021.9 改訂

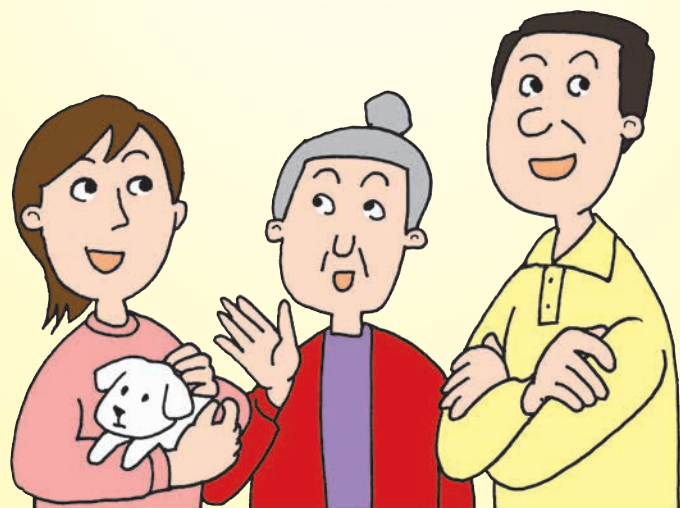
日本司法書士会連合会

平成31年1月13日から、相続に関するルールが段階的に変わります。

民法では、人が亡くなった場合に、その人の財産がどのように承継されるかなどに関する基本的なルールが定められており、この部分は「相続法」などと呼ばれています。

相続法が改正された背景として、少子高齢化に伴い、相続発生時に残された相続人が高齢となるケースが少なくないため、残された相続人の生活への配慮の必要性があげられます。また、家庭裁判所に持ち込まれる遺産分割事件は年々増加傾向にあるため、相続争いを未然に防ぐための手当ても必要となってきました。

今回の改正では、このような状況に対応することが目的とされています。

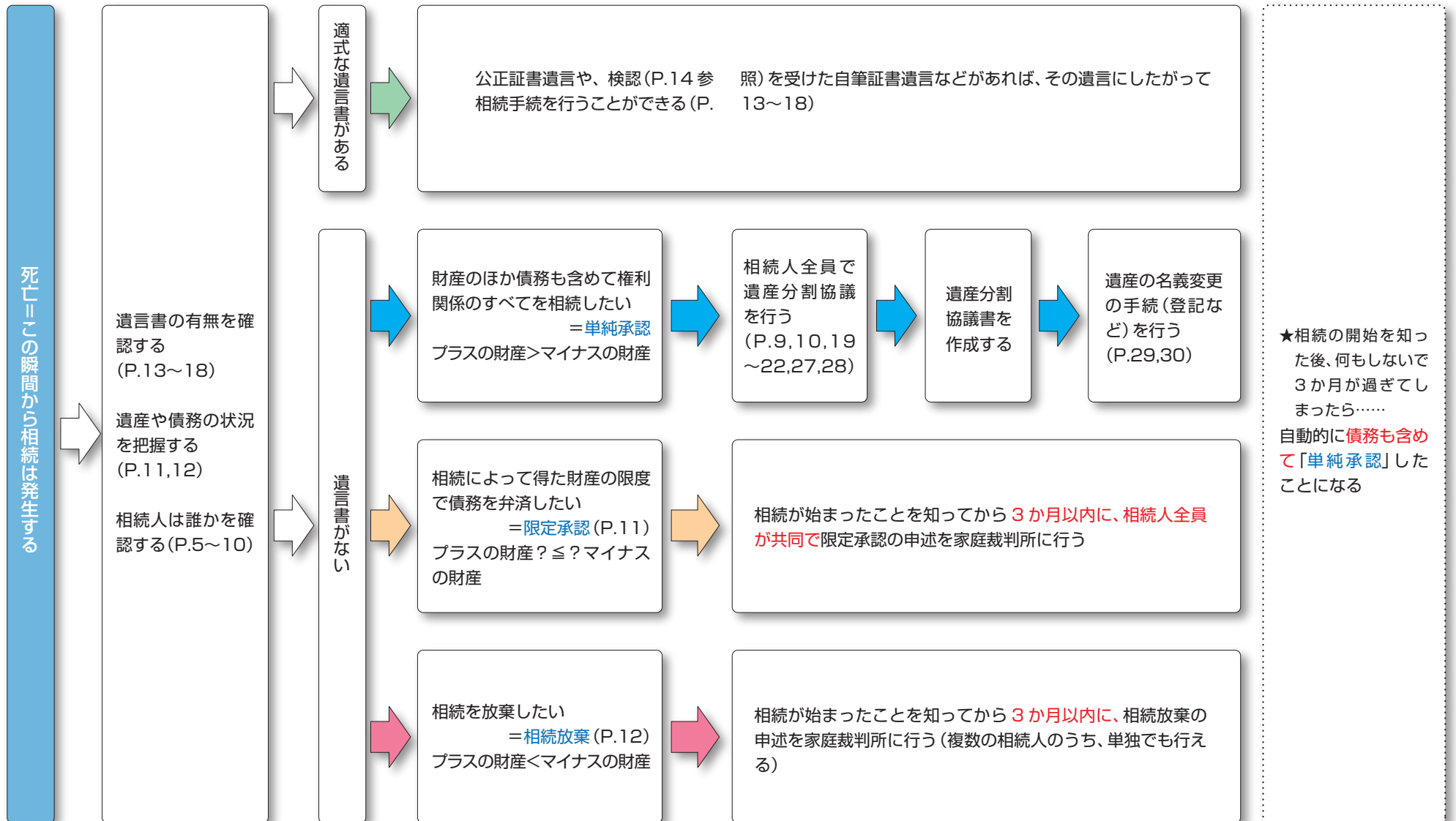


CONTENTS

- P.5 相続の基本
- P.7 予期せぬ相続人が現れた
- P.13 遺言
- P.21 配偶者の保護
- P.23 寄与分
- P.24 特別寄与料
- P.25 特別受益
- P.27 遺産分割の新しいルール
- P.29 不動産を相続したら、まず登記
- P.31 法定相続情報証明制度が始まりました
- P.33 相続手続に関して司法書士ができること
- P.35 これらが司法書士の主な仕事です
- P.37 全国の司法書士会一覧

相続に関するスケジュール

相続で最も優先されるのは遺言の内容です。遺言がない場合や、遺言が残っていても一部の財産の分割方法しか書かれていない場合などは遺産分割協議が必要になります。なお、法定相続分はあくまで「目安」なので、相続人間で話がまとまれば、法定相続分とは異なる内容で遺産分割をすることもできます。



相続の基本



相続の基本

相続する権利がある者とは

遺産を受け継ぐことができるのは、原則として法定相続人です。

法定相続人とは、法律で定められた相続の権利を有する人で、配偶者と被相続人(亡くなった人)の子(直系卑属)・直系尊属・兄弟姉妹に大きく分けられます。

配偶者

配偶者とは婚姻関係にある夫婦の一方のことで、夫にとっては妻、妻にとっては夫を指し、以下の相続人とともに常に相続人になります。配偶者は婚姻届さえ出していれば、たとえ別居中でも相続権があります。また、婚姻届のない内縁関係や同性パートナーの場合、相続法においては配偶者と認められず相続人にはなりません。

子(直系卑属)

被相続人に子がいれば、第1順位で相続人になります。婚姻関係にある男女間の子(嫡出子)も、婚姻関係にない男女間の子(非嫡出子)も相続権があります。被相続人よりも前に子が亡くなっていた場合には、孫がその子に代わって相続人になります。この孫のことを代襲相続人といいます。

また、養子も実子と同様に相続人になります。普通養子は実親の相続人にもなりますが、特別養子といって実親との親族関係を終了させる縁組もあります。特別養子は子どもの利益を図るための制度であり、実親の相続人にはなりません。

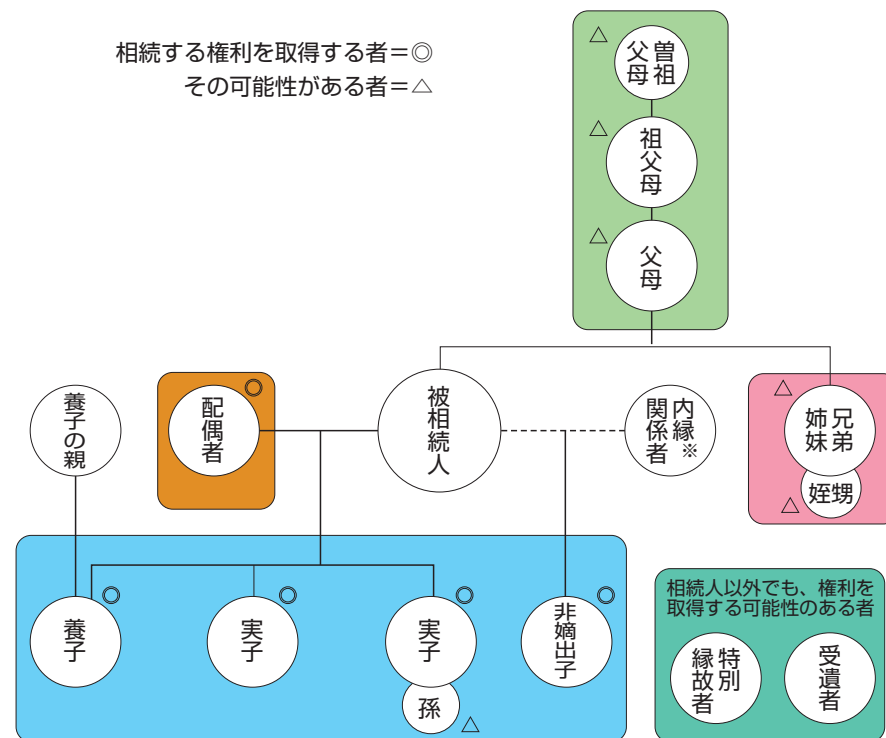
直系尊属

父母、祖父母、曾祖父母などを指します。直系尊属が相続人になれるのは被相続人に子も孫もないようなケースです。親等の近い者が優先的に相続人になります。

兄弟姉妹

被相続人に子も孫も直系尊属もない場合、その人の兄弟姉妹が相続権を持ちます。被相続人よりも前に兄弟姉妹が亡くなっていた場合には、甥姪がその兄弟姉妹に代わって相続人になります。なお、兄弟姉妹に代わって相続人になれるのは、甥姪までです。

相続する権利を取得する者=○
その可能性がある者=△



※ただし、特別縁故者として相続財産の分与を受けることができる場合もあります。

相続する権利を失う場合

相続人となるべき者が「相続欠格」に該当する場合や「廃除」された場合には、相続権を失います。

相続欠格とは、被相続人や他の相続人を故意に死に至らしめるなどの行為によって刑に処された者や、自分が有利になるように被相続人による遺言へ不当な干渉を行った者などから相続権を剥奪する制度です。

廃除とは、被相続人が相続人となるべき者から虐待等の著しい非行を受けた場合に、その者から相続権を剥奪するよう被相続人が家庭裁判所に請求することができる制度です。

また、被相続人は遺言においても相続人となるべき特定の者を廃除する意思表示をすることができます。

予期せぬ相続人が現れた



予期せぬ相続人が現れた

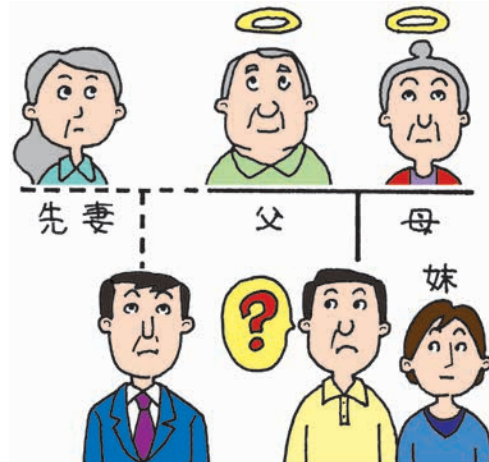
先妻の子も後妻の子も身分は同じ

事例

父親と先妻との間に子がいたと判明。
しかし見知らぬ者には遺産をやりたくない……。

A男さんの父親が死亡。母は3年前にすでに他界しています。相続人は長男のA男さんと妹ですが、妹はすでに結婚して家を出ており、父の残した土地と家はA男さんが相続するとの合意がなされています。しかし、A男さんが戸籍謄本を調べると、母との結婚は2度目で、先妻との間に男の子が一人いることがわかりました。ふと、A男さんは以前母がいていたことを思い出しました。「父さんが先妻との間で『今後一切迷惑をかけない、子どもの相続権も放棄させる』との念書を取っているから大丈夫だ」と……。

このケースでは、先妻に関してはすでに離婚しているので相続権はもちろんありません。しかしその子については、亡くなった父親の子どもですので、相続権があります。苗字が違ってもし影響はありません。また、たとえ子どもの相続権を放棄させるとの念書が取ってあっても、法律的には効力がありません。後妻の子であっても、先妻の子であっても相続の上では権利は平等です。このケースでは、A男さんはやはり父親と先妻との間の子に一度会って話し合わなければ何も進まないのです。

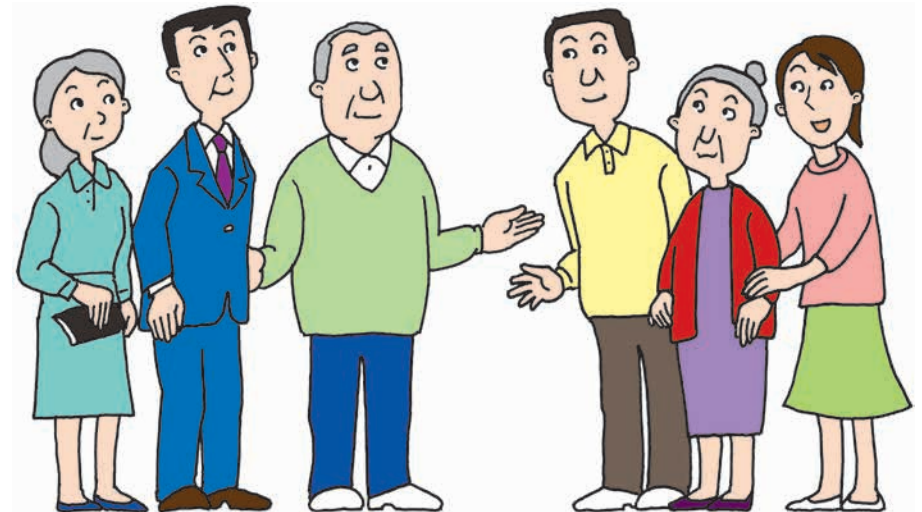


予期せぬ相続人が現れた

婚姻関係にない男女間の子も 認知によって相続人になれる

婚姻関係にない男女間の子は、母親とは妊娠・出産したという事実があるので当然に親子関係が認められますが、父親との間では認められません。しかし、この場合であっても、父親の認知によって子との親子関係が生まれ、相続人になることができます。

認知は父親が戸籍上の届け出をすることによって行われます。また遺言の項で述べるように、認知は遺言でもできます。認知のないまま父親が死亡したり、認知を拒否された場合は、**強制認知**といって認知を求める裁判を起こすことができます。認知されれば相続権が与えられます。後々のトラブルを防ぐには、父親はそのような子がいることを家族に知らせ、きちんと認知し、父親としての責任でしかるべき遺産分与方法を考えておくべきでしょう。





相続の基本

誰がどれだけ相続するか

相続の方法には、次の3つがあります。

①法定相続

法定相続人（P.5参照）が全財産を民法で定められた割合（「法定相続分」といいます。）でする相続

②遺言による相続

亡くなった人が遺言書で定めた内容でされる相続

③遺産分割協議による相続

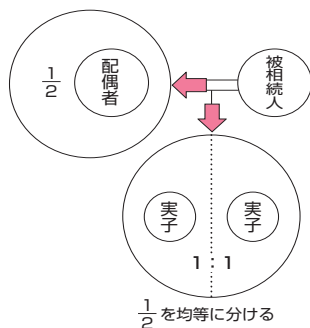
法定相続人全員で協議して遺産の分割方法を決める相続

遺言書がある場合は、原則、遺言書に従って相続しますが、遺言書がない場合は、全財産を法定相続人が相続します。具体的に誰が何を相続するかは、相続人全員で協議して、事情に応じて決めます。これを「遺産分割協議による相続」といいます。

法定相続分は、次のようになっています。

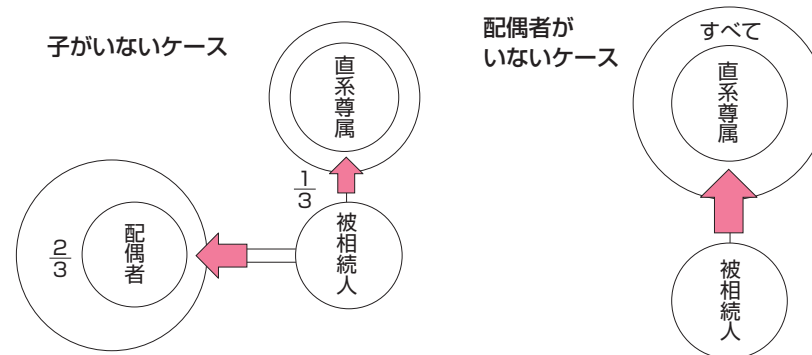
CASE. 1 相続人が配偶者と子のケース

配偶者が全遺産の $\frac{1}{2}$ を、子が $\frac{1}{2}$ を相続します。子が複数いるときはこの $\frac{1}{2}$ を均等に分けます。子が三人いれば一人あたりの相続分は全遺産の $\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$ になるわけです。配偶者がいなければ（死亡・離婚等）、子のみが全遺産を相続します。



CASE. 2 被相続人に子がないケース

配偶者が全遺産の $\frac{2}{3}$ を、直系尊属〔父母・祖父母など（P.5参照）〕が $\frac{1}{3}$ を相続します。配偶者がいなければ、直系尊属が全遺産を相続します。

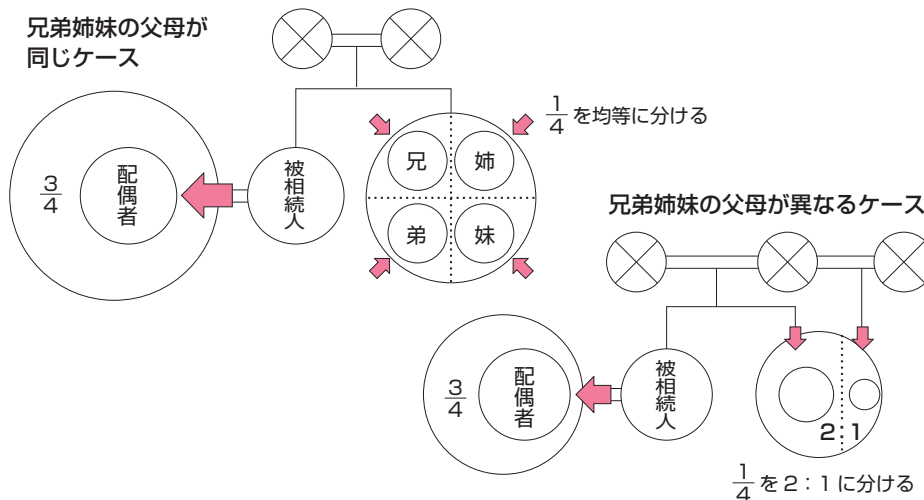


CASE. 3 被相続人に子も直系尊属もないケース

配偶者が全遺産の $\frac{3}{4}$ を、兄弟姉妹が $\frac{1}{4}$ を相続します。兄弟姉妹の相続分は原則として均等に分けます。

ただし、父母の一方が異なる場合の兄弟姉妹の相続分は、父母双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の $\frac{1}{2}$ となります。

配偶者がいなければ、兄弟姉妹が全遺産を相続します。





相続の基本

相続財産とは

相続の対象となる遺産は、土地建物や預貯金などといったいわゆるプラスの遺産ばかりではありません。被相続人の借金などマイナスの遺産もその対象となるのを忘れてはいけません。



プラスの財産とマイナスの財産



プラスかマイナスか不明の場合、または借金が多いと予想される場合は「限定承認」を

仮にプラスの遺産の総額が1億円で、借金が1億2000万円だった場合、**限定承認**をすればこの2000万円分については責任を負わなくてもよいこととなります。つまり、相続によって得た財産の限度で債務を弁済する相続の形です。この限定承認をするためには、**相続開始があったことを知ってから3か月以内**に、被相続人の住んでいた地域を管轄する家庭裁判所に申立てをします。限定承認は、相続人全員が共同して申立てをしなければなりません。また、ひとたび限定承認の申立てが受理されると、撤回することはできません。



プラスの財産とマイナスの財産

マイナスがはるかに多ければ「相続放棄」を

父親がプラスの遺産の総額をはるかに超える額の借金を残して亡くなりました。子にはどのようにしても返済できる額ではありません。この場合、子は相続権そのものを放棄することができます。**相続放棄**の申述は、やはり**相続開始があったことを知ってから3か月以内**に、父親の住んでいた地域を管轄する家庭裁判所に行います。

もちろん債権者は借金を取り戻したいですから、子に対して返済を請求したいのですが、相続放棄が認められると、子をはじめから相続人とはならなかったとみなされ、債権者は返済を請求できなくなるのです。



遺言



遺言

遺言で何ができるのか

遺産分割方法の指定や相続分の指定

例えば、「自分の財産はすべて妻に残したい。」や「面倒を看てくれている長男に家は渡して、残りは他の子どもたちで分けて欲しい。」など、誰にどの財産を相続させるかを指定することや、民法の法定相続分（P.9,10 参照）を変更することができます。

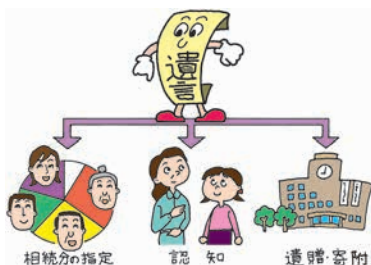
認知

婚姻届を出していない男女間に生まれた子を、親が戸籍上の手続によって自分の子だと認めることです。遺言によって認知されてもその子は相続人になれます。

遺贈や寄附による財産処分

遺産を特定の第三者に贈ったり（遺贈）、公益法人などに寄附することもできます。例えば、相続する権利のない内縁の配偶者や同性パートナーに財産を残したい場合などに利用できます。

こういった事柄のほかに、遺言では、**未成年後見人と未成年後見監督人の指定**／**相続人の廃除や廃除の取消し**／**相続人相互の担保責任の指定**／**遺言執行者の指定又は指定の委託**などができます。



正しい遺言書を残すには

将来のトラブルを未然に防ぐためにもぜひ書いておきたい遺言書ですが、書き方にも様々な要件があります。遺言書には、主に次の種類があります。

自筆証書遺言	手軽に作成できるもので、全文、日付及び氏名を自書し、押印することが必要です。内容の秘密保持には適していますが、偽造・変造・滅失・隠匿・未発見のおそれがあります。 ※全文自書については、法律の改正により平成31年1月13日以降に作成する場合、その方式が緩和されています（P.15 参照）。
秘密証書遺言	内容を記載した遺言書（自書である必要はありません）に遺言者が署名押印し、封筒に入れて封印し、公証人と証人に提出してその確認を受けます。
公正証書遺言	証人二人以上の立会いのもとに公証人が遺言を作成します。偽造・変造等のおそれはなく、公証人が内容を確認できますので、後日無効になる心配もありません。 また、後に家庭裁判所での検認（下記参照）手続が不要となり、「遺言検索システム」による遺言の有無の照会が可能となるなどのメリットもあります。公証人の費用が必要ですが、もっとも安全で確実な方法といえます。

検認

遺言書の保管者又はこれを見つけた相続人は、遺言者の死亡を知った後、遅滞なく遺言書を家庭裁判所に提出して、その「検認」を請求しなければなりません。また、封印のある遺言書は、家庭裁判所で相続人等の立会の不開封しなければならないことになっています。

検認とは、相続人に対し遺言の存在を知らせるとともに、遺言書の形状・加除訂正の状態・日付・署名など検認の日現在における遺言書の状態を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続です。遺言の有効・無効を判断する手続ではありませんが、相続手続に利用する場合、検認を経ていることが必要となります。

※公正証書遺言による場合及び法務局における自筆証書遺言の保管制度（P.16 参照、令和2年7月10日施行）を利用した場合には検認手続が不要となります。



遺言

自筆証書遺言の方式緩和 (平成31年1月13日施行)

これまで自筆証書遺言をする場合には、遺言者が遺言書の全文・日付・氏名を自書して、これに印を押さなければならないとされていました。しかし、今回の改正により、例外的に、自筆証書遺言に相続財産の全部又は一部の目録(以下「財産目録」といいます。)を添付するときは、その目録については自書しなくてもよいことになりました。ただし、財産目録の毎葉に署名押印が必要とされており、記載が両面にある場合には、両面にそれぞれ署名押印しなければなりません。

メリット

財産が多数に及ぶなどのケースでは、遺言の作成が簡便になりました。例えば、遺言には「別紙財産目録1記載の財産を甲に遺贈する。」とか「別紙財産目録2記載の財産を乙に相続させる。」などと記載しておけば、パソコンで作成した財産目録でも別紙として添付することができます。

形式

目録の形式については、署名押印のほかには特段の定めはありません。書式も自由で、パソコン等で作成した目録を添付したり、不動産については登記事項証明書を、預貯金については通帳の写しを財産目録として添付したりすることもできます。

添付の方法

財産目録を添付する方法について特別な定めはなく、本文と財産目録とをステーブラー等でとじたり、契印したりすることは必要ではありません。しかし、遺言書の一体性を明らかにする観点からは合綴をした上で契印することが望ましいものと考えられます。



遺言

法務局における自筆証書遺言の 保管制度(令和2年7月10日施行)

自筆証書遺言を作成した方が、法務大臣指定の法務局に遺言書の保管を申請することができる制度が創設されます。

今までは自筆証書遺言は作成後に自ら厳重に保管しておかなくてはならず、原本自体を紛失してしまったり破棄されてしまったりすると、遺言自体が何ら効力を持たないといったデメリットがありました。本制度では、法務局が遺言書保管所として原本とその画像データを保管するため、紛失・改ざんのおそれはなくなります。さらに家庭裁判所の検認手続(P.14参照)も不要となるため、自筆証書遺言を使ってよりスムーズに相続手続ができます。

相続人や受遺者等は、遺言者の死亡後に、遺言書保管事実証明書の交付を請求して、遺言書保管所において遺言書が保管されているかどうかを調べることや、保管された遺言書の情報を証明した遺言書情報証明書の交付を請求することができます。また、遺言書を保管している遺言書保管所において遺言書を閲覧することもできます。

遺言書を作成する方にとっても、相続人や受遺者等にとっても、より使いやすい制度となっています。

ただし、遺言書の閲覧や遺言書情報証明書の交付があった場合に、法務局は他の相続人等に対し、遺言書を保管している旨を通知することとなっており、その点で公正証書遺言(P.14参照)とは若干取扱いが異なります。状況に応じてどのような方法で遺言を作成することが最適かを判断するのがよいでしょう。



遺言

遺言があまりにも不公平で納得できない場合は—「遺留分」

いざ遺言書を開けてみると、全財産を老人ホームに寄附するというものだった。あるいは相続人のうちの一人だけに土地・建物を相続させると書いてあった—。残された者にとってあまりにも不公平な内容だったという話はよく耳にします。こんなときのために、**遺留分**^{いりゅうぶん}という制度があります。遺留分とは、たとえ遺言者の意思が尊重されるとしても、最低限度これだけは相続人に残しておかなければならないという、いわば遺言によっても奪われない相続分のことです。

民法では遺留分は次のように規定されています。

- ① 兄弟姉妹には遺留分はない
- ② 直系尊属のみが相続人である場合は全遺産の $\frac{1}{3}$
- ③ 上記以外の場合はすべて全遺産の $\frac{1}{2}$

もし遺言に納得できないときは、遺言の要件が整っているか、まず確認すべきでしょう。そして遺留分が侵害されていたら、その侵害額に相当する金銭を請求することができます。これを**遺留分侵害額請求権**^{いりゅうぶんしんがいあくせいぎゅうけん}といいます。遺留分侵害額の請求は、相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知ったときから1年、相続開始後10年経過するとできなくなりますので注意してください。



遺留分侵害額請求権

これまでは、遺留分侵害額請求権に相当する権利を遺留分減殺請求権とよんでいました。改正前の遺留分減殺請求権は、遺産全部について、遺留分に相当する持分の権利を主張することができました。そのため、不動産については共有状態となり、権利関係が複雑になるなどのデメリットがありました。

しかし、改正後（令和元年7月1日施行）は、遺留分を侵害された相続人は、遺贈や贈与を受けた者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭を請求することができるようになり、遺留分侵害額の算定方法が定められています。

遺留分侵害額の算定方法

生前に贈与された財産であっても、あまりに直前に贈与されたものを相続財産から外してしまうと不公平な結果になることがあるため、相続人以外の人に対して、1年以内に生前贈与された財産は、遺留分侵害額を算定するための基礎となる財産に含めて計算されることとなります。これを持ち戻し計算といいます。

ただし、相続人に対する特別受益にあたる生前贈与の場合は、これまでは10年でも20年でも遡って持ち戻すこととされていました。

改正法（令和元年7月1日施行）ではこれを改め、相続人にされた特別受益にあたる生前贈与は相続開始前10年以内のものに限って持ち戻され、その内容も、婚姻若しくは養子縁組のため、又は生計の資本として受けた贈与の価額に限るものとされました。





遺産分割

遺産分割とは

遺産分割協議

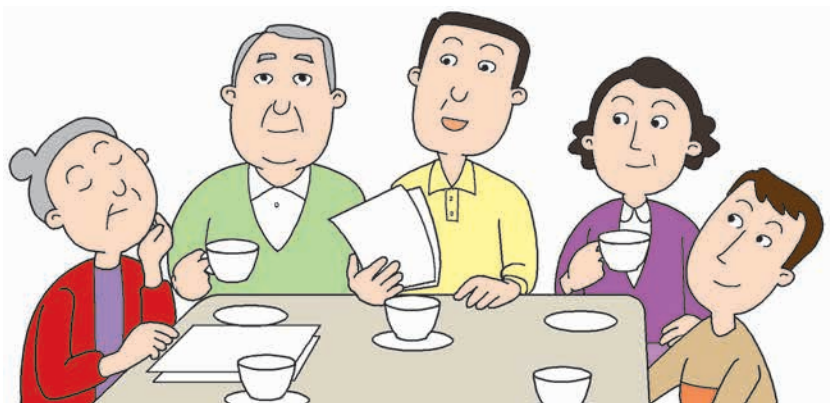
誰がどの遺産を承継するかなど、遺産の分け方を相続人間で話し合っ決めて決めることを遺産分割協議といいます。話し合いがまとまったら、遺産分割協議書を作成し、相続人全員が署名押印します。遺産分割協議書はさまざまな財産の名義変更手続に提出が求められ、相続登記など多くの場合には、実印の押印と印鑑証明書の添付も必要となります。

当事者

法定相続人全員で協議しなければなりません。一人でも欠けた場合、協議は無効となります。

債務の分割

被相続人がのこした借金などの債務については、相続人の話し合いだけでは誰が引き受けるかを定めることはできず、別途債権者の同意が必要です。債権者の同意が得られない場合は、各相続人が債権者に対して法定相続分に応じて債務を負うこととなります。債務が多額な場合などは相続放棄など（P.11, 12 参照）を検討する必要もあるでしょう。



遺産分割

遺産分割を行う上での支障

相続人の中に未成年者がいる

父が亡くなって、母と未成年の子が法定相続人となるような場合、未成年者とその法定代理人（母）の間で利益相反関係となるため、母は子を代理して遺産分割の協議を行うことができません。このような場合、家庭裁判所で子の特別代理人を選任してもらう必要があります。

相続人の中に認知症の人がいる

認知症などにより判断能力が十分ではない人は遺産分割の協議をすることが難しい場合があります。このような場合、判断能力の程度に応じて家庭裁判所で成年後見人（保佐人、補助人）を選任してもらう必要があります。

相続人の中に行方不明者がいる

法定相続人の中に行方不明者がいて全員による協議ができない場合、家庭裁判所で行方不明者の不在者財産管理人を選任してもらう必要があります。



配偶者の保護 (令和2年4月1日施行)

一方の配偶者が亡くなったことで残された配偶者の保護を図るため、短期・長期の配偶者の居住権を守る制度が創設されます。

配偶者短期居住権

残された配偶者は、相続開始時に被相続人の建物（居住建物）に無償で住んでいた場合には、その建物について、遺産分割協議の結果、配偶者以外の者が相続することになったり、第三者に遺贈されてしまった場合などでも、以下の期間、居住建物を無償で使用する権利（配偶者短期居住権）を取得します。

- ① 配偶者が居住建物の遺産分割に関与するときは、居住建物の帰属が確定する日までの間（ただし、最低6か月間は保障）
- ② 居住建物が第三者に遺贈された場合や、配偶者が相続放棄をした場合には居住建物の所有者から消滅請求を受けてから6か月



配偶者居住権

配偶者居住権とは、相続開始時に被相続人の所有する建物に住んでいた配偶者は、原則として終身、その建物を無償で使用・収益できるとする権利です。配偶者居住権は、配偶者短期居住権とは異なり、遺贈又は遺産分割等によって取得させる必要があります。存続期間は、特に定めがない限り、配偶者が生存している間となります。

典型的な利用方法としては、配偶者とそれ以外の相続人との間に対立関係があるようなケースで、建物の所有権自体は配偶者以外の相続人に取得させ、配偶者に配偶者居住権を取得させることが想定されます。

権利の内容としては、建物の使用の他、第三者への賃貸などもできますが、原則として従前と同じ利用方法である必要があります。

遺産分割の際は、配偶者が配偶者居住権の財産的価値相当額を相続したものととして計算することになります。



寄与分



寄与分

被相続人へ特別の貢献をした相続人により多く認められる利益—「寄与分」

事例

一生懸命、亡父の看病をしてきたのに、兄弟たちが虫のいい均等相続を主張してきた。

長女のM子さんは一生独身を通して父の看病をしてきました。母はずっと以前に他界。しかし父が亡くなると他の兄弟たちがその遺産について法定相続に則した取り分を主張してきました。父の看病を少しも手伝わなかった身勝手な兄弟たちにも、均等に遺産を分けないといけないのでしょうか。



民法では、被相続人の生前における財産の維持や増加、あるいは被相続人の療養看護などの特別の貢献があった者については、遺産分割において、法定相続分によって取得する額を超える遺産を相続できると定めています。

ですから、何もしないほかの兄弟に代わって父の看病をしていたM子さんの苦労は認められるわけです。

このように、被相続人に寄与をした相続人が得る利益のことを**寄与分**といいます。寄与分の額については、原則として相続人間の協議によって定められますが、協議がまとまらないときは、寄与をした者が家庭裁判所に対して寄与分を定めてほしいと申し立てることができます。

特別寄与料



特別寄与料

相続人ではない親族が被相続人へ特別の貢献をした場合に認められる請求権—「特別寄与料」

23ページの寄与分は、相続人のみに認められる権利です。

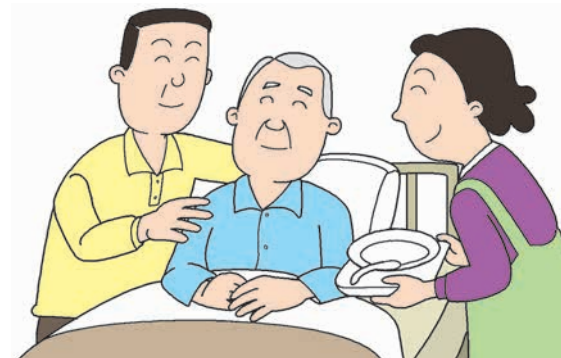
では、夫の両親の介護をしてきた妻は、被相続人の親族ではありますが相続人ではないため、その苦労が認められることはないのでしょうか？

このような親族（「特別寄与者」といいます。）が請求することができる金銭が特別寄与料です。

特別寄与者は、相続の開始後、相続人に対し特別寄与料の支払いを請求することができます。

特別寄与料の額については、寄与分と同じく、原則として当事者間の協議によって定められますが、協議がまとまらないときや協議ができないときは、特別寄与者は、家庭裁判所に対して特別寄与料を定めてほしいと申し立てることができます。

なお、特別寄与者となれる者は被相続人の親族に限られ、内縁の夫や妻、介護や看病をした家政婦などは含まれません。また、相続人や相続放棄をした者、相続欠格に該当する者、廃除により相続権を失った者もまた同様に特別寄与者とはなれません。



特別受益

相続人が生前に贈与を受けていたり、相続開始後に遺贈を受けていた場合など、被相続人から特別に利益を受けていることを「特別受益」といいます。

特別受益の対象となり得るものは、

- ・ 遺贈
- ・ 生計の資本としての贈与 … 不動産、不動産を購入するための資金、事業の開業資金の贈与等
- ・ 不動産の無償使用 …………… 被相続人の土地や建物を無償で使用させてもらっていた場合
- ・ 生活費の援助 …………… 扶養義務の範囲内を超えた援助

などです。

特別受益がある場合、相続人間の公平をはかるため、民法では、現実に残された財産に特別受益を加え（「特別受益の持戻し」といいます。）、これを相続財産とみなし、具体的な相続分を計算します。

① 特別受益を受けていない者

$(\text{相続開始時の相続財産} + \text{贈与額}) \times \text{法定相続分} = \text{具体的な相続分}$

② 特別受益を受けたもの

$(\text{相続開始時の相続財産} + \text{贈与額}) \times \text{法定相続分} - \text{特別受益} = \text{具体的な相続分}$

ただし、特別受益を相続分の計算において考慮しないようにすることもできます。これを「持戻しの免除」といいます。持戻しの免除は、生前の意思表示、遺言などですることができます。



婚姻期間が20年以上の夫婦間における 居住用不動産の贈与等に関する優遇措置

長年連れ添った夫婦の一方が、他方に対して、その居住用建物又はその敷地（居住用不動産）を生前に贈与したり、遺言で遺贈するケースがあります。これらは、配偶者の長年にわたる貢献に報いるとともに、老後の生活保障という趣旨で行われる場合が多いといえます。

しかし、これまでは、贈与等を行ったとしても、その価額を遺産に持ち戻した上で、各相続人の具体的な相続分を算出するのが原則でした。これでは配偶者が最終的に取得する財産額は結果的に贈与等がなかった場合と同じになり、被相続人が贈与等を行った趣旨が遺産分割の結果に反映されない可能性があります。

これに対して、被相続人があらかじめ「持戻しをしないでよい」という意思表示をしていた場合には、持戻しをせずに各相続人の具体的な相続分を算出することになります。これが「持戻し免除の意思表示」という制度です。

改正相続法では、婚姻期間が20年以上である夫婦間で居住用不動産（居住用建物又はその敷地）について遺贈又は贈与がされた場合、その被相続人は持戻し免除の意思表示をしていたと推定することとしました。この制度により、遺産分割における配偶者の取り分が増えることとなります。

遺産分割の新しいルール (令和元年 7月 1日施行)



遺産分割の新しいルール

遺産分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の範囲

これまで、遺産分割協議が成立する前に遺産が処分された場合には、不公平な結果が生じることがありました。例えば、一部の相続人が勝手に預金を引き出していた場合、その相続人に対して返還を請求することはできませんが、すでに費消していて、現実には回収できないケースなどがありました。そこで、以下の規定が設けられました。

- ①遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても、共同相続人全員の同意により、当該処分された財産を遺産分割の対象に含めることができる。
- ②共同相続人の一人又は数人が遺産の分割前に遺産に属する財産の処分をした場合には、当該処分をした共同相続人については、①の同意を得ることを要しない。

つまり、法律上規定を設けることで、処分された財産を遺産に組み戻すことについて、処分者以外の相続人の同意があれば、処分者の同意を得ることなく、処分された財産を遺産分割の対象に含めることが可能になりました。結果として、不当な財産の処分がなかった場合と同じ結果が実現されるような規定となっています。



遺産分割の新しいルール

預貯金の払戻し制度の創設

遺産分割協議は相続人全員の同意がないと効力を生じないため、どうしても相続人間での話が折り合わない場合は、家庭裁判所での遺産分割調停や遺産分割審判によって解決することになります。

遺産分割調停は、家庭裁判所にて裁判官と調停委員で構成される調停委員会が中立公正な立場で相続人らの言い分を平等に聞き、話し合いをまとめる手続で、それでもまとまらない場合は遺産分割審判へと移行します。遺産分割審判はいわゆる裁判での判決を仰ぐような手続ですので、最終手段ともいえます。遺産分割調停、遺産分割審判ともに話がまとまらない場合には期日が重ねられることが多く、長ければ1年以上続くこともあり、精神的にも金銭的にも負担が大きくなる可能性があります。

上記のように遺産分割協議がまとまらない場合、これまで亡くなった人の銀行などの預貯金は凍結されてしまい、生活費や葬儀費用の支払い、相続債務の弁済など資金需要があっても多くの金融機関では被相続人名義の口座からお金を使えないといった非常に不便な取扱いでした。

そこで、このようなケースへの対策として、

- ①預貯金債権の一定割合であれば、金融機関の窓口で単独で払戻しを認める制度
 - ②家庭裁判所に遺産分割調停又は審判の申立てがあり、仮払いの必要性があると認められる場合に、他の共同相続人の利益を害しない限り、預貯金債権に限り家庭裁判所の判断で仮払いが認められる制度(預貯金債権の仮分割)
- の二つの制度がそれぞれ創設されました。

①の単独で払戻しをすることができる額とは、具体的には「相続開始時の預貯金債権の額(口座基準) × $\frac{1}{3}$ × 払戻しを行う相続人の法定相続分」となります。ただし、一つの金融機関から払戻しが受けられるのは150万円までです。

不動産を相続したら、まず登記

相続によって不動産を取得した場合、それが自分のものであることを他人に明示するために登記をするのであり、登記をしなければ罰せられるというわけではありません。そのため、「相続権のある私たち以外に遺産が行くわけがない」と考える人もいます。しかし、これで本当に大丈夫でしょうか。

改正民法では、法定相続分を超えて相続した場合、例えば、遺言により、相続人の一人が特定の不動産を単独で取得した場合であっても、法定相続分を超える部分については相続登記をしなければ第三者に権利を主張することができないこととされました。そのため、登記手続を放置している間に他の相続人の債権者から法定相続分で登記を入れられ、その相続人の持分を差し押さえられた、などということが起きるかもしれません。



不動産を相続したら、まず登記

登記をせずに放っておくと、権利関係が複雑になる

例えば、被相続人の残した不動産について、相続人A、B、Cの間でAが相続するという話合いがうまくまとまったので、安心して放置しておいたら、相続人の一人であるCが亡くなってしまったというケースは意外と多くあります。この場合、ただ話し合っただけで、その内容を書面にしていなかったら、Aの名義に登記をするためには、亡くなったCの相続人D、E、Fにも遺産分割協議書の作成に協力してもらう必要があります。また、この協議がまとまらないうちにBが亡くなってしまったら、Bの相続人G、H、I、Jも協議に加えなくてはなりません。そうこうしているうちにAが亡くなってしまったら……。長い間登記を放置しておくと、相続権のある人が次第に増えて、遺産分割協議を行うことが難しくなります。登記手続に必要な書類も多くなり、不動産をめぐる法律問題をさらに複雑にさせます。



法定相続情報証明制度が始まりました

平成29年5月29日に「法定相続情報証明制度」が始まりました。

これまで相続手続には、被相続人の出生から死亡までの相続関係を証明する戸籍書類が必要でした。現在は、法務局に法定相続人に関する情報を一覧図にした「法定相続情報一覧図」の保管を申し出ることにより、法務局の証明がある法定相続情報一覧図の写し（法定相続情報証明）を発行してもらえるようになりました。この証明書を利用することで、これまでより簡単に相続手続を進めることができるようになりました。

Q 法定相続情報証明はどんな手続で利用できますか？

A 複数の法務局管轄内に不動産をお持ちの方が相続手続をする場合は、法定相続情報証明を複数取得すれば、重複した戸籍謄本を入手しなくても登記の申請ができるようになります。また、相続登記以外の次のような場合にも法定相続情報証明を利用すれば、スムーズに手続を行える可能性があります。

- ①預貯金の相続手続
- ②保険金の請求、保険の名義変更手続
- ③有価証券の名義変更手続
- ④相続税の申告



Q 法定相続情報証明はどこで発行してもらえますか？

A 被相続人の本籍地又は最後の住所地、申出人の住所地、被相続人名義の不動産の所在地のそれぞれを管轄する法務局に限られています。



Q 一度法定相続情報証明を発行してもらったら、何度でも取れますか？

A 最初に発行してもらった法務局であれば、発行から5年間であれば何度でも取得できます。



Q 法務局で法定相続情報証明書を取得する場合の手数料はいくらですか？

A 何通取得しても無料です。



※相続登記や法務局提出書類の作成の専門家である司法書士にご依頼いただくと、戸籍謄本等の取得、一覧図の作成、法務局への提出などを代理して行います。

相続手続に関して司法書士ができること

相続手続に関し、司法書士は、ご依頼を受けて、次のような手続を行うことができます。

●相続登記の申請代理

遺産分割協議書の作成から相続による不動産の名義変更の一連の手続を行うことができます。また、ご依頼の範囲内で戸籍関係書類を代理して取得することができます。



●法定相続情報証明の取得

法定相続情報証明の交付を受けるために、戸籍関係書類の取得、法定相続情報一覧図及び申出書の作成及び法務局への提出を代理して行います。詳しくはP.31-P.32をご覧ください。



●裁判所へ提出する書類の作成

相続手続に関連して、家庭裁判所に以下の申立て等をする場合、その申立書等の作成や申立てに必要な戸籍関係書類を代理して取得することができます。

- ・遺産分割調停の申立て
- ・相続放棄及び限定承認の申述
- ・遺言書の検認の申立て
- ・失踪宣告の申立て
- ・推定相続人の廃除の申立て
- ・不在者の財産管理人の選任の申立て※
- ・相続財産管理人の選任の申立て※
- ・特別代理人の選任の申立て※
- ・成年後見人等の選任の申立て※
- ・未成年後見人の選任の申立て※

※なお、申立書等の作成のほかに、これらの財産管理人や後見人等に司法書士が選任されるケースもあります



● 不動産の登記手続について代理すること

大切な財産である土地や建物の売買や相続、抵当権や賃借権などの設定といったさまざまな権利変動について、登記の専門家として、手続を代わって行います。



● 会社・法人の登記手続について代理すること

会社や各種法人を設立したり合併するなどの登記手続や、増資・役員変更などの登記手続を代わって行います。また、会社法に基づき、個々の会社の実態に即した企業法務の役割を担います。

● 簡裁訴訟代理等関係業務

簡易裁判所における紛争の請求額が140万円以下の事件について、民事訴訟や民事調停の代理人となったり、裁判外での和解交渉に当たります。また、法律相談を受けて紛争解決への助言をします。なお、これらの業務は法務大臣から認定を受けた司法書士（認定司法書士）が行うことができます。また、認定司法書士は、土地の境界に関する紛争について、筆界特定手続の代理や相談も受けます。



● 成年後見業務

判断能力が不十分な状態にある人を支援する制度が成年後見制度です。司法書士は、法律専門家の中で最も多く成年後見人に選任されています。高齢者を抱えた家族や高齢者自身が納得できる生活を送るために、専門家である司法書士が適切なアドバイスをを行います。

● 裁判所へ提出する書類の作成

裁判の訴状や答弁書、調停や破産・民事再生の申立書などの書類を作成します。また、離婚など家庭の紛争に関する手続や財産に関する保全や差押手続などの書類の作成もします。



● 供託手続について代理すること

明渡しや賃料の増額を要求する家主が、家賃を受け取ってくれないとき、家賃を支払ったのと同じ効果を生じさせる「供託」という手続を代わって行います。

● その他

以上のほか、検察庁に提出する書類（告訴・告発状など）や帰化申請書のような国籍に関する書類など各種書類の作成を行います。また、遺言書作成をお手伝いし、遺言執行者となることもできます。

全国の司法書士会一覧

会名	郵便番号	住所	電話番号
札幌司法書士会	060-0042	札幌市中央区大通西 13-4	011-281-3505
函館司法書士会	040-0033	函館市千歳町 21-13 桐朋会館内	0138-27-0726
旭川司法書士会	070-0901	旭川市花咲町 4	0166-51-9058
釧路司法書士会	085-0833	釧路市宮本 1-2-4	0154-41-8332
宮城県司法書士会	980-0821	仙台市青葉区春日町 8-1	022-263-6755
福島県司法書士会	960-8022	福島市新浜町 6-28	024-534-7502
山形県司法書士会	990-0021	山形市小白川町 1-16-26	023-623-7054
岩手県司法書士会	020-0015	盛岡市本町通 2-12-18	019-622-3372
秋田県司法書士会	010-0951	秋田市山王 6-3-4	018-824-0187
青森県司法書士会	030-0861	青森市長島 3-5-16	017-776-8398
東京司法書士会	160-0003	新宿区四谷本塩町 4-37 司法書士会館2F	03-3353-9191
神奈川県司法書士会	231-0024	横浜市中区吉浜町1番地	045-641-1372
埼玉司法書士会	330-0063	さいたま市浦和区高砂 3-16-58	048-863-7861
千葉司法書士会	261-0001	千葉市美浜区幸町 2-2-1	043-246-2666
茨城司法書士会	310-0063	水戸市五軒町 1-3-16	029-225-0111
栃木県司法書士会	320-0848	宇都宮市幸町 1-4	028-614-1122
群馬司法書士会	371-0023	前橋市本町 1-5-4	027-224-7763
静岡県司法書士会	422-8062	静岡市駿河区稲川 1-1-1	054-289-3700
山梨県司法書士会	400-0024	甲府市北口 1-6-7	055-253-6900
長野県司法書士会	380-0872	長野市妻科 399	026-232-7492
新潟県司法書士会	950-0911	新潟市中央区笹口 1-11-15	025-244-5121
愛知県司法書士会	456-0018	名古屋市熱田区新尾頭 1-12-3	052-683-6683
三重県司法書士会	514-0036	津市丸之内養正町 17-17	059-224-5171
岐阜県司法書士会	500-8114	岐阜市金竜町 5-10-1	058-246-1568
福井県司法書士会	918-8112	福井市下馬 2-314 司調合同会館	0776-43-0601

会名	郵便番号	住所	電話番号
石川県司法書士会	921-8013	金沢市新神田 4-10-18	076-291-7070
富山県司法書士会	930-0008	富山市神通本町 1-3-16 エスポワール神通3F	076-431-9332
大阪司法書士会	540-0019	大阪市中央区和泉町 1-1-6	06-6941-5351
京都司法書士会	604-0973	京都市中京区柳馬場通夷川上ル 五丁目232番地の1	075-241-2666
兵庫県司法書士会	650-0017	神戸市中央区楠町 2-2-3	078-341-6554
奈良県司法書士会	630-8325	奈良市西木辻町 320-5	0742-22-6677
滋賀県司法書士会	520-0056	大津市末広町 7-5 滋賀県司調会館2F	077-525-1093
和歌山県司法書士会	640-8145	和歌山市岡山丁 24	073-422-0568
広島司法書士会	730-0012	広島市中区上八丁堀 6-69	082-221-5345
山口県司法書士会	753-0048	山口市駅通り 2-9-15	083-924-5220
岡山県司法書士会	700-0023	岡山市北区駅前町 2-2-12	086-226-0470
鳥取県司法書士会	680-0022	鳥取市西町 1-314-1	0857-24-7013
島根県司法書士会	690-0887	松江市殿町 383番地 山陰中央ビル5階	0852-24-1402
香川県司法書士会	760-0022	高松市西内町 10-17	087-821-5701
徳島県司法書士会	770-0808	徳島市南前川町 4-41	088-622-1865
高知県司法書士会	780-0928	高知市越前町 2-6-25	088-825-3131
愛媛県司法書士会	790-0062	松山市南江戸 1-4-14	089-941-8065
福岡県司法書士会	810-0073	福岡市中央区舞鶴 3-2-23	092-714-3721
佐賀県司法書士会	840-0843	佐賀市川原町 2-36	0952-29-0626
長崎県司法書士会	850-0874	長崎市魚の町3-33 長崎県建設総合会館本館6F	095-823-4777
大分県司法書士会	870-0045	大分市城崎町 2-3-10	097-532-7579
熊本県司法書士会	862-0971	熊本市中央区大江 4-4-34	096-364-2889
鹿児島県司法書士会	890-0064	鹿児島市鴨池新町 1-3 司調センタービル3F	099-256-0335
宮崎県司法書士会	880-0803	宮崎市旭 1-8-39-1	0985-28-8538
沖縄県司法書士会	900-0006	那覇市おもろまち 4-16-33	098-867-3526